

平成17年10月11日  
内閣官房地域再生推進室

### 地域再生（非予算関連）第3次提案に係る提案への対応結果について

本年6月1日から30日までに実施した地域再生における支援措置の第3次提案募集では、同時に行った構造改革特区の第7次提案とあわせて、317件の提案が地方公共団体、民間事業者等から寄せられたところであり、このうち地域再生（非予算関連）を含む提案は28件（構想数ベース）である。

これまで政府において今回寄せられた地域再生（非予算関連）の支援措置に係る要望について検討を行ってきたところであるが、検討の結果、以下のような対応をとることとする。

#### 地域再生計画認定地域に限定して効果を持つ支援措置

[番号] C0401

[担当省庁] 総務省

[事項名] 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（要件の緩和）

[措置区分] 運用

[支援措置の概要]

公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除（地域再生計画認定申請マニュアル（各論）2）について、これまで有償貸付がなされる場合には原則として繰上償還を必要としていたが、有償貸付を伴い許可を受けた施設と異なる施設への転用を行う場合であっても、資金の貸し手が地方債の繰上償還を不要とする場合には、原則として繰上償還を不要とする取扱いとする。

（参考）現行の支援措置の内容

地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設の転用をするものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、同計画に記載されている公共施設の転用については、地方債の繰上償還を不要とします。

したがって、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルにしたがい、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果、並びに当該施設の転用が地域再生計画に不可欠な事業であることが明確となるようにしてください。

なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となります。

なお、この対応に関しては、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の改正には及ばず、運用の改善事項であることから、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）について所要の改訂を行うこととし、来年度の認定申請から適用されることとする。